

平成25年度事業計画について

公益社団法人佐賀県獣医師会

事業実施方針

厳しい経済情勢が続く中で、獣医師会活動が社会的評価を得るため、会員各位の理解と協力の中、公益社団法人への移行手続きに取り組み、本年4月1日公益社団法人佐賀県獣医師会として新たなスタートをきることとなりました。

公益社団法人は、公益目的事業の着実な推進と効果的な普及啓発、効率的な会計処理や、充実した事業の展開並びに組織の運営に務めることが求められます。

会員各位が社会的使命感や責務を認識・共有し、質の高い獣医療の提供に向け、自己研鑽に努め、狂犬病予防事業や動物愛護・保護事業の推進を充実するとともに、人畜共通感染症（狂犬病）や家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）の侵入防止・まん延防止のため、技術習得や情報提供に努めます。

定款第3条及び第4条に基づき、獣医学術及び技術の振興及び普及、獣医師道の高揚等を図り、動物に関する保健衛生及び愛護精神の向上、安全安心な畜水産食品の生産振興、人の公衆衛生の向上、社会福祉の増進、自然環境の保全に寄与することを目的として、次の事業を推進します。

I 公目的事業

公1 人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

本事業の趣旨は、(1) 人と動物の共通感染症を予防すること、(2) 人と動物が安心して、心豊かに暮らせる社会環境を整えること、(3) 家畜伝染病、食中毒を予防し、安全安心な食品を供給し食生活の向上を図ること、であり、県民と動物が、心豊かに暮らせる社会環境を整えることを目的として次の事業を実施します。

1. 公衆衛生及び社会福祉増進事業

狂犬病予防等の人と動物の共通感染症の発生を予防し、その知識の普及・啓発による公衆衛生の向上及び社会福祉の増進を目的とする事業を実施します。

(1) 狂犬病予防注射事業

人と動物の共通感染症である狂犬病は、人が罹患した犬等に咬まれることにより感染し、発症するとほぼ100%死亡する病気です。

犬の予防注射接種を徹底し犬の集団免疫力を高め、発生を予防します。

本事業は、厚生労働省局長通達（昭和25年10月5日厚生省公衆衛生局長通知第170号）に基づき、県・市町と獣医師会が連携して狂犬病の予防を実施します。

1) 集合注射

狂犬病予防法等に基づき、佐賀県内市・町では毎年4月から6月迄の間に集合注射が計画され、その予防注射接種を獣医師会が事業として、その任務を果たします

2) 個別注射

接種率の維持及び向上を図るため、集合注射を受けることができなかつた飼い主や、新たな犬の飼い主のために、予防注射を会員動物病院で年間を通じて実施します。

(2) 狂犬病予防啓発事業

1) 本会としての啓発活動

狂犬病予防の啓発を目的として、毎年4月から6月までの狂犬病予防月間に「狂犬病予防及び法令遵守」について、新聞等のマスコミを利用した広報を実施し、県や市・町と連携して、本会作成のポスターやチラシを行政機関の窓口で配布します。

人と動物の共通感染症については、厚生労働省、農林水産省や社団法人日本獣医師会から情報を収集し、会員動物病院でポスターの掲示やチラシを配布するとともに、本会ホームページに掲載し、普及啓発活動を実施します。

2) 会員獣医師を通じた啓発活動

人と動物の共通感染症の予防や正しい知識の普及啓発を目的として、ポスターの掲示、またチラシの配布を行うとともに、動物飼育者に対し狂犬病予防の正しい知識について指導する等、積極的に普及啓発活動を実施します。

2. 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）に基づき、県民の動物愛護思想の普及啓発・定着化を目的として、専門家である獣医師集団である本会が積極的に取り組みます。

動物の正しい飼い方等の普及・啓発による、人と動物が安心して心豊かに暮らせる社会環境の整備を目的とする以下の事業を取り組みます

(1) 動物保護管理推進事業

1) 動物愛護フェスティバルの開催

家庭飼育動物が増加している中で、その習性や正しい飼育方法の周知、愛護・保護精神の育成等を普及・啓発することを目的として、佐賀県等と共に「動物愛護フェスティバルさが」を9月23日（月・祝日）に開催します。

広く県民に、「家庭動物の感染症対策」「飼い主のマナー遵守」「動物虐待の防止」「正しいしつけによる人への危害の防止」等の啓蒙・普及を図る目的で次の事業を実施します。

（動物愛護フェスティバル実施事業）

- ア) 優良飼育者の表彰（犬、猫等の優良飼育者の表彰）
- イ) 動物ふれあい広場（児童・生徒、親子による、リス・ハムスター・ウサギ・ヤギ等の動物とのふれあい）
- ウ) ペットなんでも相談（家庭飼育動物の飼育・健康相談に対する会員獣医師の指導・助言）
- エ) 人と動物の共通感染症等のパネル展示

又、佐賀県主催による犬とねこの譲渡会（犬、猫の里親探し）、動物図画コンクール優秀作品の展示（小学生の作品）及び、佐賀市主催による、犬のしつけ教室（人への危害防止の指導訓練）の実施に協力します。

2) 休日当番獣医師制度の運用

適切な動物の保護・管理の普及・啓発を目的として、休日における動物飼養者の利便に対応するため、休日当番医制度を運用します。

新聞に休日在宅獣医案内を掲載するとともに、「動物病院の休日当番」案内専用フリーダイヤル（0120-797411／なくなりやワンワン）を開設し、飼育動物の緊急の疾病等に対応します。

3) 小動物診療相談窓口の設置

犬、猫等の小動物のペットの動物病院での診療に関する県民の相談に対応するため、本会に「小動物診療相談窓口」を開設し、診療に関する相談や診療報酬や獣医事全般の相談を受け付けます。

（2）犬避妊手術助成事業

適切な飼育方法の普及・啓発、飼育できなくなって処分される不幸な犬を少なくするため、雌犬の避妊手術を希望する全ての飼養者に対して、動物病院で手術を受けた場合に、費用の一部を本会が助成します。

（3）傷病野生鳥獣救護事業

佐賀県が実施している傷病野生鳥獣救護事業が円滑な実施を目的として、県民が保護した傷病野生鳥獣を、快復するまで会員動物病院で一定期間保護し、治療を施す等、積極的に協力します。

（4）野生動物救護対策事業

「絶滅の恐れがある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）に基づき、平成13年に九州地区獣医師会連合会「ヤマネコ保護協議会」が設立され、ツシマヤマネコ等の保護支援活動を開始した。現在は、現地に地元行政機関と連携する診療所が開設され、保護活動が継続されており「九州ヤマネコ保護協議会」の

支援事業は平成25年3月末をもって終了されました。

新たに、「九州・沖縄地区希少野生動物保護支援協議会」が平成25年4月に発足し、長崎県「ツシマヤマネコ」、沖縄県「アマミノクロウサギ」、宮崎県「岬馬」の保護支援活動が開始されることになり、本会も協議会の活動を支援します。

（5）福祉介護犬医療助成事業

「身体障害者補助犬法」（平成14年5月29日法律第49号）で認定された盲導犬等の、感染症の予防と健康管理・保持を図ることにより、視覚障害者等の社会参加を促進する目的で、ワクチン等予防接種、投薬等の費用を本会で助成します。

（6）学校飼育動物対策事業

小学校の動物飼育に対し、正しい動物の飼い方等を指導することにより、命の大切さ・動物愛護の情操教育の一助になるよう取り組みます。

学校飼育動物対策委員会において、研修会・講習会等の実施や、各地域の会員が学校からの相談や支援の要請に対応します。

本会や会員による電話相談窓口を開設しており、飼育動物の健康診断、動物介在体験学習、診療、飼育指導・助言等を実施します。

3. 家畜衛生及び畜水産業振興支援事業

畜産の振興並びに安全・安心な畜水産物の生産・供給を図り、国民の食生活の向上に寄与するため次の事業を実施します。

あわせて、畜産関係団体、公衆衛生団体等と連携し、団体が推進する事業に協力・支援します。

（1）畜産関係指導普及事業

（社）佐賀県畜産協会が実施する防疫推進事業や特定疾病予防接種推進事業の実施や、佐賀県農業共済組合連合会が実施する、家畜共済事業に係る指定獣医師は、本会が推薦した獣医師が従事し、事業の推進に寄与します。

家畜伝染病の防疫対策に係るテーマについて生産者や消費者を対象とした講演会等を開催します。

畜産生産者団体が、家畜の増殖技術の改良を通じ、県内畜産物の安定供給を目的として実施する共進会に会長賞を交付し、畜産の振興並び安全・安心な畜水産物の生産・供給に寄与します。

（2）獣医公衆衛生指導普及事業

広く県民への食の安全の普及・啓発を目的として、食の安全・安心や食中毒に関する市民公開講座等を開催します。

公2 学術の振興を目的とする事業

獣医師は、人と動物の共通感染症や動物特有の感染症の発生防止を通じて、人と動物が共生できる社会の構築を期待されています。

獣医学術の研鑽・技術の向上は、国民への動物感染症の予防と公衆衛生の向上に寄与します。

本事業は、県内及び九州地区の獣医師および獣医療関係者を対象に実施するもので次の事業を実施します。

1. 獣医学術九州地区学会・大会事業

平成25年10月12日～13日に大分市で開催される、獣医学術九州地区学会は、県内及び九州地区的獣医師および獣医療関係者を対象に、獣医療業務の推進、研修や畜産の振興、獣医公衆衛生の発展に寄与することを目的に開催されます。又、同時に獣医学教育の充実や人材育成等を目的に九州地区大会が開催されます。

本会では、会員の学会発表、参加に積極的に取り組みます。併せて日本獣医師会が開催する学会等での発表、参加に積極的に取り組みます。

2. 講習会・研修会開催事業

会員の学術の研鑽と獣医療技術の向上並びに畜産の振興、公衆衛生の向上、動物愛護及び社会福祉の向上を目的に、産業動物部会、小動物部会、公衆衛生部会ごとに講習会・研修会を実施します。

併せて、九州各県・市獣医師会の会員及び畜産関係者・公衆衛生関係者の出席を呼びかけます。

II 収益事業

収1 獣医療証明書等頒布事業

獣医師法、獣医療法、動物薬事法等で診療の際に義務付けられている証明書等について統一した様式を作成し、頒布します。

III その他の事業

他1 会員相互扶助事業

会員の福利向上の充実を図り、本会の公益目的事業の円滑な推進に資するため次の事業を実施します。

1. 親睦事業 会員相互の親睦・融和を図るため交流・懇親会を開催。
2. 獣医事事業 獣医事に係る課題の検討、及び獣医事倫理の向上対策。
3. 福利・研修事業 各種獣医師共済制度の紹介・加入促進及び日本獣医師会や各県獣医師会、学会が開催する研修会等の参加案内

- | | |
|---------|---|
| 4. 学術奨励 | 日本獣医師会等が主催する学会での研究発表への奨励費の交付 |
| 5. 慶弔 | 会員及び家族等への慶弔規定による給付 |
| 6. 表彰 | 表彰規程による功労会員への表彰、及び日本獣医師会会长表彰、
九州地区獣医師会連合会会长表彰の推薦 |

IV その他関連する事業

1. 獣医師会館建設について

獣医師会館建設資金については、取り扱いを明確にする必要があるため、「特定費用準備資産金等取扱規程」に、獣医師会館取得資産として位置づけ、引き続き建設資金の確保に努めます。

建設については、理事会で議論を重ね、さらに会員の意見を聞き、施設規模・内容に関する議論や調査を進めます。

2. 本会の発展に係る事業の推進

- ・行政庁、関係団体が実施する事業の推進に協力します。
- ・各種情報の提供と出版物等の斡旋を実施します。
- ・獣医事の課題解決に向けた要請活動を推進します。
- ・その他本会の発展に係る事業を推進します。